

## 西宮市養育支援訪問事業（専門的支援）実施要綱

（趣旨）

**第1条** この要綱は、養育支援が必要である家庭に対し、養育に関する相談、指導、助言、その他必要な支援を行うことで当該家庭において安定した児童の養育が行えるようにすることを目的とする児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第5項に規定する養育支援訪問事業を行うために、本市の実施する養育支援訪問事業（専門的支援）（以下「本事業」という。）について必要な事項を定める。

（実施主体）

**第2条** 本事業の実施主体は西宮市とし、本事業による支援の進行管理や、対象者に対する他の支援との連絡調整は子供家庭支援課が行う。

（支援の対象）

**第3条** 西宮市内に居住するもので、妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する概ね就学前の児童のいる家庭（以下「対象家庭」という。）とする。

（支援の内容）

**第4条** 対象家庭に対する支援は、「育児に関する相談・助言等の専門的支援」（以下「専門的支援」という。）とし、概ね次の各号に掲げるものを行う。

- （1）育児相談
- （2）養育者における身体的又は精神的な悩みに対する相談又は援助
- （3）育児に係る若年の養育者等に対する相談又は指導
- （4）児童の自立に向けた養育相談又は養育指導
- （5）発達相談

2 前項に規定する各号の支援は、対象家庭の居宅において養育者が在宅時に行うこととする。

（訪問支援規定）

**第5条** 専門的支援を行う訪問支援者は以下のものとする。

- （1）保育士
- （2）家庭児童相談員

2 前項に規定する訪問支援は、開庁日（祝日および12月29日から翌年1月3日を除いた日）の午前9時から午後5時（但し正午から午後1時を除く）の間に実施する。

（実施状況の報告）

**第6条** 訪問支援者は、専門的支援の実施状況を記録するものとする。

（その他）

**第7条** その他この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日に制定ならびに施行する。

この要綱は、令和6年11月1日より施行する。